

**次期京都市生活安全（防犯・交通事故防止）基本計画策定に向けた
市民アンケート調査及び基礎調査業務委託に係る提案（プロポーザル）募集要項**

京都市では、地域における犯罪及び交通事故を未然に防止し、市民等が安心して生活できる安全な地域社会の実現を目指し、京都市生活安全条例に基づき、生活安全施策を総合的かつ計画的に推進するため、第2次京都市生活安全（防犯・事故防止）基本計画（計画期間：平成23年度～令和2年度）を策定しております。

この度、現行の基本計画の計画期間がまもなく終了することから、次期京都市生活安全（防犯・交通事故防止）基本計画策定に向けた市民アンケート調査及び基礎調査研究を実施するに当たり、委託先をプロポーザル方式により選定するため、次のとおり受託希望者からの提案を募集します。

記

1 委託業務の内容

(1) 業務名称

次期京都市生活安全（防犯・交通事故防止）基本計画策定に向けた市民アンケート調査及び基礎調査業務委託

(2) 業務内容

本業務は、令和3年度以降の取組の柱となる次期京都市生活安全（防犯・交通事故防止）基本計画の策定に向け、市民アンケート調査及び基礎調査を実施するものである。

詳細は、別紙仕様書のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

(4) 契約上限額※

金3,894,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」等の規定に基づき、令和元年10月1日から消費税率が10%となるため、それを考慮した予算上限額。

※当該額には、別紙仕様書に記載の本業務に係る全ての費用を含む。

2 応募資格

- (1) 京都市契約事務規則に規定する競争入札参加有資格者名簿に登録されている者
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治体（政令市、中核市）の基本計画等策定業務や本委託業務と同種又は類似の業務について、過去10年以内に受託し、完了した実績があること。
- (4) 本業務の趣旨を十分に理解したうえで委託業務を実施できること。

3 提出資料及び提出部数

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 参加意思確認書（様式1） | 1部 |
| (2) 提案書（様式2） | 1部 |
| (3) 類似業務実績一覧表（様式3） | 6部 |
| (4) 企画書（任意様式） | 6部 |

※企画書には、次の事項を記載すること。

(ア) 本業務の趣旨、仕様書を踏まえ、効果的かつ効率的な実施手法等について提案すること。
なお、仕様書には、現時点で想定している業務内容を記載しているが、これを上回る、有益で実現性の高い提案であることを期待するものである。

(イ) 本業務を実施するに当たり、主担当者、人員配置、その他従事する職員の経験年数、保有する資格、主な実績等、実施体制を記載すること。

(ウ) 本業務に取り組むに当たって、本市の生活安全（防犯・交通事故防止）に係る施策の課題を適格に把握するための手法や方策、スケジュールなど、業務の目的達成と質の向上に資する具体的な提案をすること。

- | | |
|---------------|----|
| (5) 見積書（任意様式） | 2部 |
|---------------|----|

※別紙仕様書に記載の業務内容に準じた内容と判断できるよう、積算の内訳を記載すること。

- | | |
|----------------|----|
| (6) その他上記以外の資料 | 6部 |
|----------------|----|

※必要な場合

4 提出期日

- ・プロポーザル参加意思確認書（様式1）：令和元年9月20日（金）午後5時まで
- ・プロポーザル提案書（様式2）、類似業務実績一覧表（様式3）、
その他応募書類全て：令和元年10月1日（火）午後5時まで

5 提出方法

郵送（上記締切までに提出先に到着したものに限り）または持参による

6 提出先

京都市文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課 担当 飛永，奥井

〒604-8005 京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427

京都朝日会館4階

電話番号 075-222-3193

FAX 075-213-5539

メール kurashianzen@city.kyoto.lg.jp

7 質問受付期限

令和元年9月17日（火）午後5時まで

応募に当たり質問等あれば、質問書（様式4）をFAX又はメールで送付すること。質問に対する回答は、随時ホームページに掲載する。

8 受託候補者の選定

(1) 審査者

提出資料及び見積書について、「2 審査基準」に基づき、次の者が審査する。

- 京都市文化市民局くらし安全推進部長
- 京都市文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課長
- 京都市文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課防犯対策担当課長
- 京都市文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課くらし安全係長

(2) 審査基準

- ・ 以下の評価項目について、評価基準に基づき採点し、順位を決定する、このうち最も点数の高かった第1位順位の提案を行った事業者を受託候補者として選定する。
 なお、複数の事業者が同点で第1位順位となった場合は、評価項目②の点数が高い方を選定し、それでもなお同点の場合は、評価項目①の点数が高い方を選定する。
- ・ 提案事業者が1者のみで、その採点結果が60点以上であった場合、その1者を選定するものとする。
- ・ 参加事業者がいなかった場合や評価点数が60点以上になる事業者がない場合は、再度公募するものとする。

評価項目	評価基準	配点
①提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書の内容が、独創的で有益な企画か。 ・ 提案書の内容が、実現性の高いものか。 	20
②市政・生活安全 施策の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都市政及び京都市の生活安全施策を十分理解したうえでの提案書か。 	30
③資料作成能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 的確で分かりやすい資料を作成する能力があるか。 	15
④業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務と同種又は類似の業務を実施した実績があるか。 ・ 政令指定都市、中核市の生活安全部門（防犯・事故防止等）の基本計画等策定業務やこれに係る本業務と同種又は類似の業務を実施した実績があるか。 	15
⑤受託希望金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積価格については、20点満点とし、以下の数式により算出する。 最低希望金額／受託希望金額×配点（20点） 	10
⑥提案事業者の本拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都市内の事業者又は京都市内に本拠を置く事業者か。 	10
合 計		100

⑤を除く各評価項目については、以下の配点で採点する。

		①	②	③④
A	極めて良好	20	30	15
B	概ね良好	16	24	12
C	良好	12	18	9
D	やや不十分	8	12	6
E	不十分	4	6	3

		⑥
A	京都市内	10
B	京都市外	5

9 選定結果の通知及び契約の締結

選定結果については、すべての応募事業者に対して文書で通知するとともに、京都市のホームページにおいて公表する。

京都市は、受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。万一、両者の協議が整わない場合、京都市は次順位の提案者と契約に関する協議を行う。

10 留意事項

- ・見積書に記載された金額が1(4)に記載の契約上限額を超えた場合は失格とする。
- ・提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- ・提出された提案書、見積書等一切の書類は返却しない。
- ・提出期限後の資料の追加及び修正は、一切認めない。

11 今後のスケジュール

内容	期日等（予定）
募集開始	令和元年9月10日（火）
委託内容等質問受付期限	令和元年9月17日（火）
質問に対する回答	随時ホームページで公開
参加意思確認書（様式1）提出期限	令和元年9月20日（金）
プロポーザル提案書（様式2）、類似業務実績一覧表（様式3）その他企画提案書類の提出期限	令和元年10月1日（火）
プレゼンテーション審査	令和元年10月3日（木）～10月8日（火）
受託候補者選定結果通知	令和元年10月11日（金）
業務委託契約締結	令和元年10月17日（木）
履行期限	令和2年3月31日（火）

12 参考資料

- ・（参考1）第2次京都市生活安全（防犯・事故防止）基本計画（現行基本計画）
- ・（参考2）次期京都市生活安全基本計画策定のための基礎調査報告書（平成22年）
- ・（参考3）次期京都市生活安全基本計画策定のためのアンケート調査報告書（平成22年）
- ・（参考4）第2次京都市生活安全基本計画中間見直しに向けたアンケート調査結果報告書（平成28年）